

福井県報

号外第96号
平成21年
11月30日(月)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

人事委員会規則

(※は、県例規集登載事項)

- ※平成十八年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則(二四)……………一
- ※給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(二五)……………二
- ※給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(二六)……………二
- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二七)……………二
- ※特別勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則(二八)……………二
- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二九)……………三
- ※平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(三〇)……………三

人事委員会規則

平成十八年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年十一月三十日

福井県人事委員会
委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第二十四号

平成十八年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成十八年福井県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

七 施行日以降に平成十八年改正給与条例の職員でなくなった職員

附則第七項の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第四条第一項各号列記以外の部分中「もの」の下に「(前条第七号に掲げる職員(第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))および第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて施行日の前日に給料表の適用を異にする異動または初任給基準異動があつたものとした場合(施行日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合)にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次

あつたものとした場合。同号において同じ。)(同条第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)」を加え、同項第一号中「(施行日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)」を削り、「相当する額」の下に「(福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福井県条例第四十八号)の施行の日(以下この項および次条第一項において「基準日」という。))において同条例附則第三項第一号に規定する減額改定対象職員(以下この項および次条第一項において「減額改定対象職員」という。))である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動または初任給基準異動をした職員を除く。))および基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動または初任給基準異動があつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの」に改め、「なるもの」の下に「(第三号第七号に掲げる職員および施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)」を加える。

は、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七三を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同項第五号中「応じた額」の下に「(百分の九十九・七三を乗じて得た額)を加え、「当該額」を「当該額」に、「(その)」を「とし、その」に、「(額)」を「額とする。)」に改める。

第五条第一項中「(人事委員会)」を「人事委員会」に、「(額)」を「額」とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者および基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの」に改め、「なるもの」の下に「(第三号第七号に掲げる職員および施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)」を加える。

附則

1 (施行期日)
(施行期日)は、平成二十一年十二月一日から施行する。

2 改正前の平成十八年改正給与条例による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

第四条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福井県条例第五号)附則第八項

および第九項の規定による給料の支給については、人事委員会の定めるところによる。

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年十一月三十日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第二十五号

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額の支給に関する規則(昭和三十三年福井県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「12500円」を「12400円」に改め、別表第二の表中「9000円」を「8900円」に、「11000円」を「11000円」に、「12000円」を「11900円」に改め、別表第二の表中「11600円」を「11500円」に、「11800円」を「11700円」に改め、別表第二の表中「12600円」を「12500円」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年十一月三十日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第二十六号

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給料の調整額の支給に関する規則の一部を

改正する規則(平成十八年福井県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「調整基本額」の下に

「(福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福井県条例第四十八号)の施行の日(以下この項において「基準日」という。))において同条例附則第三項第一号に規定する減額改定対象職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・七三を乗じて得た額」を加え、同項第三号中「場合」を「場合。以下この号において同じ。」に改め、「調整基本額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者(施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。))にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・七三を乗じて得た額」を加え、同項第四号中「同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年十一月三十日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第二十七号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十九年福井県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「いた管理職手当の額

」の下に「(福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福井県条例第四十八号)の施行の日(以下「基準日」という。))において同条例附則第三項第一号に規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」という。))である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・七三を乗じて得た額」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「管理職手当の額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・七三を乗じて得た額」を加え、同項第五号中「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる管理職手当の額」を「よるものとした場合の額」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年十一月三十日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第二十八号

特勤勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等の支給に関する規則(昭和四十六年福井県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の一号を加える。

四 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員(福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福井県条例第四十八号)附則第三項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。))である者(以下「基準日」という。))において同条例附則第三項第二号において同じ。))であつた者に限る。)) 前項中「受けていた給料および」とあるのは、「係る給料」について福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福井県条例第四十八号)に

関係するものとする。)) 前項中「受けていた給料および」とあるのは、「係る給料」について福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福井県条例第四十八号)に

関係するものとする。)) 前項中「受けていた給料および」とあるのは、「係る給料」について福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福井県条例第四十八号)に

関係するものとする。)) 前項中「受けていた給料および」とあるのは、「係る給料」について福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福井県条例第四十八号)に

年福井県条例第四十八号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。

正条例第一条の規定による改正後の条例の規定および平成二十一年改正条例第八条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福井県条例第五号)附則第七項の規定によるものとした場合の給料の月額ならびに異動等の日に受けていた」とする。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年十一月三十日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第二十九号

福井県一般職の職員等の給与に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和三十三年福井県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第十項中「百分の百五十」を「百分の百四十」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を公布する。

平成二十一年十一月三十日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第三十号

平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(新たに職員となった者の改正条例附則第三項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第一条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福井県条例第四十八号。以下「改正条例」という。)附則第三項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十一年四月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号。以下「条例」という。))第二十一条第一項後段または第二十六条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(条例第二十五条に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間または人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

職員

二 国または特定独立行政法人(独立行政

法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)

第二条第二項に規定する特定独立行政法

人(以下「職員」という。)の職員(期末手当の支給について、条例の適用を受ける職員として

の在職期間を当該国または特定独立行政

法人の在職期間に通算することとしてい

る国または特定独立行政法人の職員とな

った者に限る。)

三 他の地方公共団体または特定地方独立

行政法人(地方独立行政法人法(平成十

五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)

の職員(期末手当の支給について、条例の適用を受ける職員として)の在職期間を当該地方公共団体または特定地方独立行政法人の在職期間に通算することとして

四 一般地方独立行政法人(地方独立行政

法人法第五十五条に規定する一般地方独

立行政法人をいう。)

(人事交流等により、期末手当の支給に

ついて、条例の適用を受ける職員として

の在職期間を当該一般地方独立行政法人

の在職期間に通算することとしている一

般地方独立行政法人で県が設立するもの

の役員または職員となった者に限る。)

五 公益的法人等への一般職の地方公務員

の派遣等に関する法律(平成十二年法律

第五十号)第十条第二項に規定する退職

派遣者

六 国立大学法人等(国立大学法人法(平

成十五年法律第百二十二号)第二条第一項

に規定する国立大学法人および同条第三

項に規定する大学共同利用機関法人をい

う。)

の職員(人事交流等により、期末

手当の支給について、条例の適用を受け

る職員としての在職期間を当該国立大学

法人等の在職期間に通算することとして

いる国立大学法人等の職員となった者に

限る。)

条例の適用を受ける職員以外

の福井県職員

2 改正条例附則第三項第一号の人事委員会

規則で定める日は、平成二十一年四月二日

(同日から基準日までの期間において新た

に職員となった日(当該期間において、職

員が人事交流等により引き続いて前項各号

に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。)

ある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正条例附則第三項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。))となつた日のうち最も早い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第三項第一号の月数の算定)

第二条 改正条例附則第三項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準

日まで引き続いて在職した期間以外の在

職した期間であつて、平成二十一年四月

一日から基準日までの間において、職員

が人事交流等により引き続き前条第一

項各号に掲げる者となり、引き続き当該

各号に掲げる者として勤務した後、引き

続いて職員となり、基準日まで引き続き

在職した場合における当該各号に掲げる

者となる前の職員として引き続き在職し

た期間以外のものを含み、同月二日から

基準日までの間において条例第一条第一

項に規定する技能労務職員または地方公

営企業等の労働関係に関する法律(昭和

二十七年法律第百八十九号)第三条第

四号に規定する職員(以下これらの者を

「技労職員等」という。)

であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員

となつた場合における技労職員等として

勤務した期間を除く。)

二 自己啓発等休業期間(地方公務員法(

昭和二十五年法律二百六十一号)第二十

六条の五第一項に規定する自己啓発等休

業をしていた期間をいう。)、休職期間(同法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。)、専従休職期間(同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、非常勤職員期間(条例第二十五条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される福井県職員等の処遇等に関する条例(昭和六十三年福井県条例第一号)第二条または公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例(平成十三年福井県条例第五十号)第二条の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))または育児短時間勤務等期間(同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務および同法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。))

三 停職期間(地方公務員法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。)

四 地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第二項もしくは福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福井県条例第二号)第十五条第三項の規定により給与を減額された期間または地方公務員法第三十八条の規定による許

可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

五 条例第十四条の規定により給与を減額された期間

六 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第三項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成二十一年四月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号または第六号に掲げる期間(技労職員等であった期間(以下「技労職員等期間」という。))のある月にあつては、同項第二号、第四号または第六号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月

二 前項第三号または第五号に掲げる期間(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(技労職員等期間のある月にあつては、給料およびこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第三項第一号に規定する合計額に百分の〇・二七を乗じて得た額(第四条において「附則第三項第一号基礎額」という。))に満たないもの(改正条例附則第三項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第三条 改正条例附則第三項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間または人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。))以外の者とする。

(技労職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第四条 改正条例附則第四項および同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める者は、技労職員等とする。

2 改正条例附則第四項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第四項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第三項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、基準日までの間引き続き技労職員等であつたものとみなして、技労職員等に係る給与に関する条例または規則の同項の規定に相当する規定の例による同項第一号および第二号に規定する額に相当する額とする。

(端数計算)

第五条 附則第三項第一号基礎額または改正条例附則第三項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

平成二十一年十一月三十日印
平成二十一年十一月三十日発

刷 発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一五 福井県
行 印刷人 千九一〇一八四三 福井県福井市西開発三丁目七一五 白崎印刷(株)

☎六三〇〇